令和５年度原村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和５年６月１日制定

１　策定の趣旨

　　この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に

　関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」とい

う。）第９条の規定に基づき、原村における障害者就労施設等からの物品等の

　調達の推進を図るために策定する。

２　適用範囲

　　この方針は原村の各課等が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第２条第４項に該当する施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

　（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

　１７年法律第１２３号）に基づく事業所・施設等

　　　ア　就労移行支援事業所

　　　イ　就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

　　　ウ　生活介護事業所

　　　エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う

　　　　　施設）

　　　オ　地域活動支援センター

　（２）障害者基本法（昭和４５法律第８４号）に基づき国、地方公共団体の

　　助成を受けている小規模作業所

　（３）障害者優先調達推進法第２条第２項第３号の政令で定める事業所

　　　ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特

　　　　　例子会社）

　　　イ　重度障害者多数雇用事業所

　（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

　　　ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

　　　　　（在宅就業障害者）

　　　イ　在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

　　　　　（在宅就業支援団体）

４　調達の対象とする物品等

　　当村において調達の対象とする物品等は、障害者就労施設等が供給する物

　品及び役務とする。

５　物品等の調達の目標金額

　　令和５年度に当村が達成すべき調達の目標金額については以下のとおりとする。

　（１）目標金額　792,000円

６　調達の推進方法

　（１）当村では、保健福祉課において障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を基に各課等に対し障害就労施設等への優先調達を依頼する。

　（２）各課等では、障害就労施設等からの発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）毎年度、調達方針を作成したときは、村ホームページ等により公表する。

（２）調達実績については年度終了後、村ホームページ等により公表する。

８　適用期日

　　この調達方針は、令和５年６月１日から適用する。